

2月の無料相談

※振替休日は除きます。

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)	
市民法律相談	毎週火曜日	13:30~16:30	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制	
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15		市に対する要望、苦情、意見など(担当職員)	
司法書士相談	14日(水)	13:30~15:30		相続・贈与などの登記、遺産分割、その他法律問題(司法書士) ※予約制	
行政書士相談	15日(木)	13:30~16:30		相続や契約書(賃貸・売買・雇用・介護)などの作成に関すること(行政書士) ※予約制	
総合労働相談	9日(金)	13:30~16:30	広報広聴課	労働・社会保険関係、労使トラブルなど(社会保険労務士) ※予約優先(☎029-350-4864)	
土地家屋調査士相談	7日(水)	13:30~15:30	広報広聴課	土地の境界問題や建物の登記に関すること(土地家屋調査士) ※予約優先(☎029-259-7400)	
行政相談	21日(水)	13:30~15:30	広報広聴課 (☎内線2376)	国や県の行政に関する困りごと、悩みごと(行政相談委員)	
税務相談	6日・20日(火)	13:00~15:00	税理士会土浦支部 (☎824-5055)	税に関すること(税理士) ※予約制(予約時間10:00~14:00)	
心配ごと相談	毎週水曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)	
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)	
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	子ども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)	
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センターさくらんぼ (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)	
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センター(ほか) (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)	
青少年相談	火~土曜日	10:30~17:00	青少年センター (☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可	
教育電話相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員)	
交通事故相談	月~金曜日 (第1・3水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県委嘱相談員・弁護士)	
人権相談	月~金曜日	9:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)	
結婚相談	15日(木)・17日(土)	15:00~16:30	まちなか交流ステーションほっとOne (☎879-8815)	結婚相談(県マリッジサポーター)	
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2673)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)	
ひきこもり専門相談	8日(木)	13:30~15:30		ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般精神)	16日(金)	14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで。日時が変更になる場合があります。	
精神保健相談(一般・老人)	6日(火)	14:30~16:30			
女性のための	フェミニスト相談	毎週水曜日	男女共同参画センター (☎827-1107)	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門の女性カウンセラー) ※予約制	
	一般相談	10日(土)		10:00~15:00	
		9日・23日(金)		13:00~16:00	家族、夫婦、仕事など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制

消費生活センターより

リボ払いだったの？

クレジットカードの利用明細は必ず確認しましょう！

☎消費生活センター(☎823・3928)

リボ払い(リボルビング払い)とは、利用金額や回数にかかわらず、毎月の支払いを一定額に決めて支払う方法です。月々の支払いが一定額に抑えられ便利ですが、支払い残高に対して手数料がかかります。

《相談事例》

一括払いでクレジットカードを利用したつもりが「リボ払い」になっていて、手数料がかかっていた。

《アドバイス》

リボ払いになる場合は、事前に登録する、リボ専用カードを利用する、お店で選択する、あとからリボに変更する、があります。事前登録とリボ専用カードは、お店で一括払いと言っても自動的にリボ払いになります。リボ払いになっていることに気付かないで無計画に新たな買い物を続けていると、支払残高が増え、手数料がかさみ、支払期間が長期化します。今回の事例では、事前にリボ払いに登録したか、リボ専用カードを利用していたと考えられます。

毎月の利用明細書は必ず確認し、疑問点があればすぐにカード会社に問い合わせましょう。

新たにカードを申し込む場合は規約などをよく確認しましょう。

消費者トラブル注意報！

訪問してきた業者から、火災保険を使って屋根や雨どいの修理ができると言われ、火災保険申請サポートの契約をしてしまったという相談が多く寄せられています。(広報つちうら平成29年3月中旬号参照)

困ったときには消費生活センターに相談しましょう。